

副
本

平成24年（行ウ）第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原告 宮部慎太郎

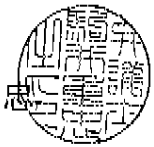
被告 鳥取市

被告第7準備書面

平成27年2月9日

鳥取地方裁判所民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠



平成25年12月16日付け変更後の請求の趣旨に対する本案前の申立の理由は以下のとおりである。

地方自治法第242条の2第1項所定の住民訴訟は、いずれも適法な住民監査請求を前置すべきものであるが、対象の特定がない住民監査請求は不適法であり、監査請求前置主義に違反する。住民監査請求においては、対象となる財務関係上の行為又は怠る事実を他の行為から区別して特定認識できるように個別的、具体的に適時することを要し、当該行為等が複数の場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしてこれらを一体とみて違法又は不当性を判断すべき場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する。監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記程度に具体的に摘示されていない場合には、対象の特定を欠くものとして不適法である（最高裁平成2年6月5日判決）。

原告は本訴に先立つ住民監査請求において、本件処分が存在すること及び本件徴収懈怠の事実が存在することを明らかにせず、監査委員から地方自治法第242条第6項に基づき証拠の提出及び陳述の機会が与えられたにもかかわらず、証

拠の提出もなく、陳述を希望する旨の申出も行わなかった（甲3第2第3項）。

このため、原告の住民監査請求は、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象となるべき行為等が他の行為等と区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示されておらず、対象の特定を欠く不適法なものであった。

よって、本件各請求はいずれも監査請求前置主義に違反する。

以上